



2019年4月2日

各位

会社名 株式会社ファンケル
代表者名 代表取締役 島田 和幸
社長執行役員 CEO
(コード番号:4921 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員 石神 幸宏
経営企画本部長
(TEL 045-226-1200)

2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2019年4月2日付の取締役会において、以下のとおり、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、1980年の創業以来、「正義感をもって世の中の『不』を解消する」ことを創業理念として、常識にとられない感性と独創性をもって常に「お客様に喜んでいただくこと」を考え、「もっと何かできるはず」との想いで無添加化粧品、栄養補助食品、発芽米、青汁等の事業を展開しております。

2013年に創業者である池森賢二が経営に復帰して以降、当社の原点である「お客様視点」の徹底を強力に推し進めるとともに、不採算事業からの撤退や将来に向けての投資など様々な構造改革を実行してまいりました。その後、2015年度からスタートした第1期中期経営計画「広告先行成長戦略」により業績はV字回復を果たし、2017年度には11年ぶりに過去最高売上を更新いたしました。

2018年4月からは、長期的な視点で持続的な成長を図るために、2030年に目指す姿として「VISION2030」を定め、第2期中期経営計画「実行2020～未来をつくる～」(2018～2020年度)をスタートいたしました。旺盛なインバウンド需要に加え、国内売上が好調なことから、2018年10月に2020年度の売上計画を1,400億円に上方修正いたしました。また、計画を上回る売上への対応と今後の需要拡大を見据え、工場、物流センターの新設計画も前倒ししております。

このような背景から、第2期中期経営計画の成長戦略を推進するために必要となる資金需要に対応するとともに、当面の調達コストを低減しつつ調達手段の多様化を図るために、今般、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

当社は、引き続き、スローガンである「ALL-FANCL, ONE-FANCL」のもと、全社一丸となって、さらなる成長を実現してまいります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約 100 億円の使途は、以下を予定しております。

- ① 化粧品関連事業の主力製品の1つであるファンケル「マイルドクレンジング オイル」専用の新規生産工場建設のための子会社を通じた設備投資資金の一部として 2020 年 3 月までに約 20 億円
- ② 栄養補助食品関連事業における新規生産工場建設のための子会社を通じた設備投資資金の一部として 2021 年 3 月までに約 40 億円
- ③ 新設予定の「関西物流センター」にかかる設備投資資金の一部として 2021 年 3 月までに約 40 億円

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、第 2 期中期経営計画「実行 2020～未来をつくる～」に基づく今後の事業拡大に資する成長資金を低コストで確保しつつ、既存株主の皆様に配慮し希薄化の抑制を企図した資金調達手法が最適であると判断し、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンかつ払込金額が社債額面以上で発行されるため、社債としての金利負担がなく、資金調達コストの極小化を図ることが可能となること。
- ② 本新株予約権付社債は当社の資金調達手段の多様化に寄与し、今後の当社の資金調達戦略の柔軟性向上が期待できること。
- ③ 本新株予約権付社債は時価を上回る転換価額を設定することで、株式への転換は、主に将来の株価上昇等の局面で進捗するものと想定されることから、転換に伴う 1 株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- ④ 本新株予約権付社債には転換制限条項(注)が付されており、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計となっていること。なお、本新株予約権付社債は新株予約権付社債権者の選択による繰上償還が可能となっております。これにより、本新株予約権付社債の社債価値を高め、より高い転換価額を設定することが可能となり、本新株予約権付社債発行後、当面の間、株式への転換を抑制することが期待されます。

(注)【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できないこととする条項をいいます。本新株予約権付社債においては、原則として各四半期(3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日に終了する3ヶ月間をいいます。)の最終20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、本新株予約権付社債権者は翌四半期において新株予約権を行使することができます。但し、満期償還期日の3ヶ月前の日(2024年1月19日)以降、行使期間の満了日(2024年4月4日)までは、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社債の名称
株式会社ファンケル 2024 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の払込金額
本社債額面金額の102.5%(各本社債の額面金額 1,000万円)
3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
4. 社債の払込期日及び発行日
2019年4月18日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法
SMBC Nikko Capital Markets Limitedを単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受による欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。
 - (2) 新株予約権付社債の募集価格(発行価格)
本社債額面金額の 105.0%
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)に定める転換価額で除した数とする。但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
1,000個及び本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券(以下「代替新株予約権付社債券」という。)に係る本社債額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数とする。
 - (3) 新株予約権の割当日
2019年4月18日
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とす

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

る。

(ハ) 転換価額は、当初、当社代表取締役 社長執行役員 島田和幸が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義する。)の 130%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日(当該日の終値が確定していない場合にはその前取引日)の当社普通株式の普通取引の終値をいう。以下同じ。

(ニ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(ニ)において同じ。)を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)若しくは併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)等の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019 年 5 月 7 日(同日を含む。)から 2024 年 4 月 4 日(同日を含む。)まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、(i) 下記 7(4)(イ)乃至(ニ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、下記 7(4)(イ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(ii) 下記 7(4)(ヘ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、本新株予約権付社債に係る償還通知書が下記 7(9)記載の本新株予約権付社債に係る行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii) 下記 7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(iv) 下記 7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2024 年 4 月 4 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編を行うために必

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

要であると合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2024年1月18日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最終20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最終の取引日において適用のある転換価額の130%(円未満切捨)を超えた場合(但し、上記(4)(二)に準じて調整される。)に限って、翌四半期の初日から当該四半期の末日(但し、2024年1月1日に開始する四半期に関しては、2024年1月18日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(7)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

① 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7(4)(イ)乃至(二)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記7(4)(イ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

② 組織再編事由(以下に定義する。)が発生した場合、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編事由に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編の効力発生日(同日を含む。)までの期間

「組織再編事由」とは、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の事業体への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転若しくは承継される場合に限る。以下同じ。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に承継される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、又は(v)その他の日本法上の組織再編手続で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の事業体に引き受けられることとなるものについて、当社の株主総会による承認の決議(当該決議が不要な場合は、取締役会の決議。以下同じ。)がなされた場合を意味するものとする。以下同じ。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(イ) 組織再編事由が生じた場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に負担させることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理人契約に従って、本新株予約権付社債及び財務代理人契約上の債務を承継させ、かつ、承継会社等による新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び財務代理人契約上の債務の承継及び承継会社等による新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社等による本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の組織再編により本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の事業体の総称とする。以下同じ。

(ロ) 上記(イ)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(4)(二)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の株主が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する数の承継会社等の普通株式を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を受領できるようにする。

(ii) その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編事由が生じた場合
承継会社等について組織再編事由が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、承継会社等の新株予約権は、承継された本社債と分離して譲渡することができないものとする。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了し、これに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(4)(ハ)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

100 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を合計した額。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 社債の満期償還

2024 年 4 月 18 日(以下「満期償還日」という。)に本社債額面金額の 100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

① クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の 10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、繰上償還日として当社が上記通知にて指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、下記(ロ)若しくは(ニ)に基づき当社が繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ハ) (i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

② 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負い、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社が当該追加支払額の支払の義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該繰上償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、下記(ロ)若しくは(ニ)に基づき当社が繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ハ) (i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本②に従った繰上償

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

還の通知を行うことはできない。

(ロ) 組織再編による繰上償還

組織再編事由が発生した場合で、かつ(i)その時点において適用ある法令に従い(当該法令に関する公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)、上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができるものの、当社の最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編事由の発生日又は当該組織再編の効力発生日の25日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品取引市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)上記組織再編事由の発生日に先立って、当該組織再編の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない(理由を付するものとする。)旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に記載する償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ハ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の200.00%とする(但し、償還日が2024年4月5日(同日を含む。)から、2024年4月17日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100.00%とする。)

(ハ) 当社普通株式の上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連取引所(以下に定義する。)における上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は公に容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社がかかる上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に、本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ロ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の200.00%とする。(但し、償還日が2024年4月5日(同日を含む。)から、2024年4月17日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

額面金額の 100.00%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編事由又はスクイーズアウト事由(下記(ニ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ハ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編事由又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に、本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。当社が上記(ロ)又は下記(ニ)記載の償還義務及び本(ハ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ロ)又は下記(ニ)の手続が適用されるものとする。

「関連取引所」とは、東京証券取引所(若しくはその承継金融商品取引所)又は当社普通株式が東京証券取引所(若しくはその承継金融商品取引所)に上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場されているか、取引相場がある又は通常取引がある日本国内の主たる金融商品取引所若しくは金融商品取引市場をいう。以下同じ。

(ニ) スクイーズアウトによる繰上償還

スクイーズアウト事由(以下に定義する。)が生じた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は株式の併合の効力発生日(以下「スクイーズアウト効力発生日」という。)より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該通知の日からスクイーズアウト効力発生日までの期間が東京における 14 営業日を下回る場合は、スクイーズアウト効力発生日までに当該償還日が到来するために必要な限りにおいて償還日が早められるものとする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ロ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の 200.00%とする。)(但し、償還日が 2024 年 4 月 5 日(同日を含む。)から、2024 年 4 月 17 日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100.00%とする。)で繰上償還するものとする。

「スクイーズアウト事由」とは、(i) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は(iii) 当社普通株式の関連取引所における上場が廃止されることが想定される株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。以下同じ。

(ホ) 当社が上記(イ)乃至(ニ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできず、また、その義務も生じない(但し、上記(イ)②において繰上償還されないことが選択された本社債に係る通知を除く。)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(へ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2022年4月18日(以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を額面金額の100%で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の本新株予約権付社債に係る行使請求受付代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記(イ)乃至(ニ)に基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本(へ)に基づく通知の前後にかかわらず、本(へ)に優先して上記(イ)乃至(ニ)に基づく繰上償還の規定が適用される。

(5) 買入消却

本社債が上場されている金融商品取引所の規則に従うことを条件として、当社及び当社の子会社は、随時本新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、その選択により(当社の子会社が買い入れた場合には、当該子会社の選択により消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は上記6(6)に基づき行使できなくなることにより消滅する。

(6) 期限の利益の喪失

本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者は、財務代理人に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行うことができ、かかる通知がなされた本社債につき、当社は直ちに期限の利益を失い、当該本社債を本社債額面金額の100%に本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債券を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式とする。

(8) 新株予約権に係るカストディアン

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人及び名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(10) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(11) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

(12) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約 100 億円の使途は、以下を予定しております。

- ① 化粧品関連事業の主力製品の1つであるファンケル「マイルドクレンジング オイル」専用の新規生産工場建設のための子会社を通じた設備投資資金の一部として2020年3月までに約20億円
- ② 栄養補助食品関連事業における新規生産工場建設のための子会社を通じた設備投資資金の一部として2021年3月までに約40億円
- ③ 新設予定の「関西物流センター」にかかる設備投資資金の一部として2021年3月までに約40億円

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はございません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金を上記「(1)今回調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、業績動向に応じた利益配分かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨及び毎年 3 月 31 日を基準日として期末配当を、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定は、いずれも取締役会決議によって行うこととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、設備投資、研究開発及び新規事業投資など事業基盤の強化・拡充に活用してまいります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
1 株当たり連結当期純利益	8.31 円	81.92 円	97.66 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	34 円 (17 円)	58 円 (29 円)	58 円 (29 円)
実績連結配当性向	409.1%	70.8%	59.4%
自己資本連結当期純利益率	0.7%	7.3%	8.5%
連結純資産配当率	3.0%	5.2%	5.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、自己資本(連結純資産額合計から新株予約権を控除した額の期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 2019 年 3 月期の数値については、決算及び配当金が未確定のため記載しておりません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	1,520 円	1,604 円	3,940 円 □2,958 円	2,899 円
高 値	1,775 円	3,945 円	6,370 円 □3,155 円	2,913 円
安 値	1,311 円	1,581 円	3,905 円 □2,131 円	2,771 円
終 値	1,600 円	3,895 円	5,920 円 □2,860 円	2,781 円
株価収益率 (連 結)	19.5 倍	39.9 倍	—	—

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (注) 1. 2020年3月期の株価については、2019年4月1日現在で表示しております。
2. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2019年3月期及び2020年3月期については、未確定のため記載しておりません。
3. □印は、2018年12月1日を効力発生日とする普通株式1株につき2株の割合での株式分割による権利落ち後の株価であります。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表するSMBC Nikko Capital Markets Limitedの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない旨を合意しております(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、ストックオプションに係る新株予約権の発行、株式分割に基づく当社普通株式の発行、当社の買収防衛策に基づく新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は処分、その他日本法上の要請による場合等を除く。)

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。